

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	06	0401	重度心身障がい者医療費助成事業

事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	-------------------------------	-----------------

《事業目的》
経済的負担の軽減

《事業開始の背景》
岩手県の「乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱」が昭和48年10月1日から施行されたことにより、事業を開始し、現在に至っている。

《事業概要》
○重度心身障がい者医療費助成事業
対象者：身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級等の障がい者
給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額（就学前の児童は乳幼児医療費助成の例による額）

市民参画の有無 [対象外]

《事業展開の留意事項》

《成果指標》

項目	単位	区分	24年度(実績)	25年度(見込)	26年度(計画)
①		目標			
		実績			
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			

分野	担当部(機関)	担当課(機関)	担当係長	(内線)
暮らし	健康福祉部	国保医療課	吉川 孝明	533

	25年度	当初(現計)	補正	25年度	26年度
事業費	222,639				
財源内訳	国県支出金	97,811			
	地方債				
	その他				
	一般財源	124,828			

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること

重度心身障害者医療費助成 222,639 千円

・医療費助成給付の流れ

・医療費支給額内訳

	医療費給付額				各保険者
	県補助対象額				高額療養費限度額を超えた額
入院外	自己負担 750円	市嵩上負担 750円	市負担額 1,500円を超えた1/2	県補助金 1,500円を超えた1/2	
入院	自己負担 2,500円	市嵩上負担 2,500円	市負担額 5,000円を超えた1/2	県補助金 5,000円を超えた1/2	

・事業費内訳 (決算額)

医療給付費 (一般)	136,423,723 円
医療給付費 (後期高齢)	86,215,623 円
合計	222,639,346 円

重度心身障がい者医療費助成事業 (総括表)

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	06	0401	重度心身障がい者医療費助成事業

総合計画	政策	保健・医療・福祉のネットワーク 3 拡充で安心のまちづくり	施策	高齢者や障害者がまちで暮らす真の 3-3 ノーマライゼーションへの取り組み
目的	経済的負担の軽減			
対象	重度心身障がい者本人及び保護者。			
意図	医療費一部負担金の全部又は一部を助成することにより経済的負担が軽減され、自立した生活が図られる。			

《事業概要》…上記目的を実現するための事業手法を記載すること

○重度心身障がい者医療費助成事業
対象者：身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級等の障がい者
給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額（就学前の児童は乳幼児医療費助成の例による額）

市民参画の有無 [対象外]

市民協働の形態	<input type="checkbox"/> 共催	<input type="checkbox"/> 実行委員会・協議会	<input type="checkbox"/> 事業協力・協定
	<input type="checkbox"/> 後援・協賛	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 委託

活動指標（上記「事業概要」に対応）	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	25年度(計画)
① 重度心身障がい者医療費受給者証交付人数	人	計画	2,300	2,300	
		実績	2,346	2,340	
② 重度心身障がい者医療費給付額	千円	計画	240,541	240,000	
		実績	225,636	222,639	
③		計画			
		実績			
成果指標（上記「意図」に対応）	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	25年度(計画)
①		目標			
		実績			
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			

要因分析

達成度 目標値より高い 概ね目標値どおり 目標値より低い

庁内関係部署と連携を図り、対象者について漏れなく把握するよう努めている。

《環境変化、意見・要望》…環境変化はないか？ 意見や要望が寄せられていないか？

目的妥当性	公共関与の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	就業機会に限られるケースが多く、経済的に自立した生活が困難である一方、医療機関で受診する回数が多い重度心身障がい者に対して医療費を助成することは妥当である。
有効性	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 向上余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない	対象者の把握については庁内関係部署と連携を図って漏れなく把握している。 給付額については県要綱より拡大して給付しており、現時点では向上の余地はない。
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> どちらも削減余地がない	事業費は医療給付費であり、受給者の受診状況に応じた予算措置が必要である。 医療費給付システムの活用、一部事務の外部委託、事務内容の見直し等を行っているが、毎月の給付を限られた期間内に正確に行うためには、現在の業務時間は削減できない。
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	受給資格の認定や自己負担額について、県要綱に準じて市の規則で定めている。 就業機会に限られるなど自立した生活が困難な重度心身障がい者に対して医療費を助成することは妥当である。

《総合評価》…上記評価結果の総括

重度心身障がい者の自立した生活を図るため、円滑かつ確実に助成を実施することで、重度心身障がい者本人及び保護者の経済的負担を軽減した。